

平成18年10月吉日



重 要

お客様各位

国保組合負担割合変更のご案内（埼玉県）

拝啓 貴局ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年10月1日に負担割合が変更になっている国保組合を御案内致します。国保記号辞書変更手順をご参照いただき、変更作業を行ってください。

また変更以降で該当患者様がいらっしゃった場合は、処方入力の際に保険追加を行ってください。

ご案内の時期が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

今後ともご高配の程よろしくお願い致します。

敬具

記

平成18年10月1日より変更

113019	埼玉県医師	負担	2割	3割（本人、家族、従業員）
113027	埼玉県歯科医師	負担	2割	3割（本人、従業員）
113035	埼玉県薬剤師	負担	2割	3割（本人、家族）

<国保記号辞書変更手順> 9月調剤分レセプト業務終了前に作業を行った場合、チェックにかかりますので、ご了承ください。

複数端末をご使用のお客様はUSER1（親機）のみの作業で結構です。

1. メインメニューより[マスタ登録(T)] [国保記号辞書]の順に選択します。
2. 国保記号辞書登録画面が表示されましたら、**F7**検索を押して下さい。
3. 「保険者番号」を入力して、**OK**を選択して下さい。
4. 「市町村名」の欄に青いカーソルがきます。**F4**修正を押して下さい。
5. 下記<登録内容>をご参照の上、負担割合欄を全て「30」に変更して下さい。
6. 変更が終了しましたら、**F8**登録を押して下さい。**ESC**を押すとメニューに戻ります。

<登録内容>

113027 埼玉県歯科医師
113035 埼玉県薬剤師
の2つについても、同様に修正をお願い致します。

以上